

2019年8月25日～27日に開催された「自治労連第41回定期大会」（東京・江東区）での代議員発言です。

最低生計費試算調査結果を根拠に自治体懇談 自治体内最賃 1300 円めざし奮闘する

かごしま自治労連

議案を支持する立場で、2点発言します。まず1つ目は、憲法キャラバンです。今年の憲法キャラバンは、「南西諸島の防衛強化」が進められるなか、離島自治体との懇談を重視し訪問しました。

訪問に応じていただいた方々は、「憲法があってこそ住民や地方が守られている。皆さんの力で守ってほしい」「臨時職員の役割は大きく、雇用も収入も組合ともよく話し合って改善していきたい」「なぜ、国際平和が大切かを子どもたちに伝えたい」「国を守ることは大事だが攻撃的な国にならないようにしないといけない」「憲法が行政運営の元になっているのは当然。憲法改正反対とは一概に言わないが、9条を変えることには反対。戦争をやっているとは思わない」などと述べられました。

今回の憲法キャラバンは、県内自治体をまわる4巡目となり、県内の自治体で定着していますが、平和の大切さが町長、副町長から語られ、訪問した3つの自治体すべてで町長が対応していただき、急遽、九州ブロックの磯田議長にも同行していただきました。また、組合の若手の三役も初めて参加し、次世代につないでいく良い機会ともなったと思います。

もうひとつは、県労連を先頭に、最低賃金

に関する懇談を目的に行った自治体キャラバンです。

鹿児島県は、昨年10月から最低賃金が全国単独最下位の761円となっています。昨年10月の改定時に県内の自治体に電話アンケートを行った結果、ほとんどの自治体で、その自治体で働く非正規雇用の最低額は、ほぼ最低賃金に近いことがあきらかになりました。そして、ある自治体では最低賃金を割らないために勤務時間を短くして対応するという酷い対応のものもありました。地域の賃金相場に大きな影響を与える自治体労働者の賃金が最低賃金に貼り付いている現状は自治体労働者のみならず、労働者全体の問題だと思います。

鹿児島では最低賃金が単独最下位という状況のなか、昨年から県労連が中心となって最低生計費試算調査を行い、25歳単身の男性で23万7558円、女性で23万8971円の結果が出ました。これは、中央最低賃金審議会で用いている法定の最も長い所定内労働時間、月173.8時間で換算すると男性1367円、女性1375円、一般的な労働者の所定内労働時間に近い150時間で換算すると、男性で1584円、女性で1593円となり、鹿児島の最低賃金761

円の倍以上の額となります。

県労連では、この結果をマスコミに発表し、そして、7月31日から2日間、離島を除く県内の自治体と懇談を行いました。この調査結果を根拠に最低賃金の大幅な引き上げが必要なこと、そして、そのためには中小零細企業への大幅な支援が必要なことを語るとどこの自治体でも納得していただけると同時に、人口流出の防止策は一自治体の努力では限界があり、国からの支援が少なすぎるといった声も聞こえてきました。

鹿児島では、今年の改定では中央最低賃金審議会の目安26円にプラス3円した過去最高の上げ幅29円で790円となります。一番高い東京との差を目安段階224円から226円に広がったものを223円に縮小し、16年ぶりに格差を縮めることができました。これは労働組合などの運動の成果ではありますが、生計費原則の最低賃金制度を作っていくために、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の創設を求めて、鹿児島でも奮闘していきます。

今度の方針で「自治体内最賃1300円を今すぐ実現」という提案がありましたが、最後に、最賃大幅引き上げと全国一律最賃制度の実現とともに、鹿児島でも今すぐ自治体内最賃1300円をめざし奮闘することを述べ、発言いたします。